

令和5年4月24日

自治会長 各位

北栄町長 手嶋 俊樹
(公印省略)

金婚表彰対象者の調査及び報告について (お願い)

本町では、今年度も敬老事業の一環として、米寿・金婚対象者の方に祝詞及び記念品の贈呈を実施いたします。

米寿表彰については、生年月日で対象者が確定することから、町において対象者の把握ができますが、金婚（結婚50周年）表彰については、婚姻届や事実婚など、個々の事情により「結婚の日」の確定が不明確であり、町で把握することが困難となっています。

つきましては、自治会長から報告のあった方に対して祝詞及び記念品の贈呈を行いますので、金婚表彰の対象になる方について各自治会において周知していただき、取りまとめをお願いいたします。(裏面は放送分の参考です)

記

1 金婚（結婚50周年）表彰対象者

昭和48年1月1日から昭和48年12月31日の間に結婚された方

2 報告期限等

令和5年6月30日(金)までに北栄町役場福祉課、または北条支所総合窓口室に別紙を提出してください。

※祝詞等は9月下旬頃に対象者へ贈呈いたします。

担当：福祉課 介護保険室 前田
電話：37-5875 ファクシミリ：37-5339
Eメール：i-maeta@e-hokuei.net

放送文（案） （自治会用）

北栄町では今年結婚50周年の金婚を迎えられるご夫婦及び満88歳を迎えられる方に祝詞と記念品を贈呈します。

このうち、結婚50周年を迎えられる方の調査を行っていますので、昭和48年に結婚された方は●月●日までに自治会長まで連絡してください。

連絡がありませんと対象になりませんので、ご注意ください。

なお、祝詞と記念品は9月下旬頃に役場から対象者に直接贈呈されます。

